

## 仙台市の就学支援の課題に対する検討案対照表

## 1 特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加について

	現在の状況	検討案
①-1 ア 1つ目	審議の際に、専門員が、対象児の実態をチェックリストにより整理し、それを参考に審議をしている。	事前に、事務局が、対象児の実態をチェックリストにより整理し、それを参考に審議をする。
①-1 ア 2つ目	審議の際に、各部会委員（2～3人）が、対象児の状況等を資料から読み取り、各委員の考えを述べ合いながら、学びの場についての意見をまとめている。	事前に、事務局が、対象児の学びの場についての案を作成し、その案を参考にしながら各委員の意見をまとめる。
①-1 イ 1つ目	審議の進行表は示していない。 進行は、各専門員に一任している。多くの場合、委員と専門員が資料を読み、専門員が説明・確認をし、委員が話し合いをするという流れで審議をしている。	審議の進行表を示す。 下記①～③の場合ごとに、専門員の説明・確認事項、時間配分などをフローチャートで示し、その流れに沿って審議をする。 ①市就学支援委員会の審議が初めての児童生徒 ②過去に市就学支援委員会で判断をしたことがある児童生徒 ③「現在の学びの場」「最新の市就学支援委員会の判断」「校内就学支援委員会の判断」が一致している児童生徒
①-1 イ 2つ目	小学6年生で、知的障害、自閉症・情緒障害学級のうち、 ①現在の在籍学級②最新の市就学支援委員会の判断③校内就学支援委員会の判断が一致している場合は、簡易的な審議としている。	左記のケースに小学6年生で、LD等通級指導の児童（R2：36件）も加える。
①-2	特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、医療的ケア、介助員を検討する場合は、全て市就学支援委員会での審議を必要としている。 ※法令上は、「特別支援学校相当の障害の児童生徒が就学するときには専門的知識を有する者の意見を聴くこと。」とされている。	小中学校の在籍児で、校内で特別支援学級への在籍異動を検討する場合で、一定の条件を満たすときは、市就学支援委員会での審議を任意とする。 ※市教委の確認を必須とする。
②	入学時からの通級指導については、原則受け付けていない。	特別支援学級を検討している新就学児で、通級指導の対象となる場合は、審議を行う。
③ 1つ目	新就学児相談会への参加は、保護者と対象児としている。	新就学児相談会への参加は、保護者のみとする。ただし、調査等が必要と認められた場合は、事務局が対象児の状況確認を行う。
③ 2つ目	新就学児相談会での相談は、専門員（教員55人）が行っている。	新就学児相談会での相談は、事務局担当者（指導主事・再任用職員13人程度）と専門員（教員20人程度）が行う。

